◆ 道路位置指定申請 添付図書チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 添付書類 | チェック項目 | 備考 |
| 1 | □ 道路位置指定申請書（様式第7 号の1、様式第7 号の2） | □ 正・副２通□ 申請者□ 指定を受ける道を築造する者□ 指定を受ける道となる土地の所有者□ 代理者が手続きをする場合は、代理者欄を記入□「道路の位置」欄の地名、地番が登記事項証明書と整合□「道路の概要」欄は、形態ごとに符号付、図面と整合□「関係土地の地番」欄の指定部分の地番全部記入□ 申請書の訂正は、申請者又は代理者の押印又は署名で訂正 |  |
| 2 | □ 調査報告書 | □土砂災害特別警戒区域、□急傾斜地崩壊危険区域 | □ 特例認定通知済 |
| 3 | □ 委任状 | □ 正本は原本、副本は写し | □ 本人申請の場合不要 |
| 4 | □ 承諾書（様式第10 号の１、　様式第10号の２、　様式第10条の３） | □ 正本、副本とも原則として原本□ 土地（□所有権者、□抵当権者、□借地権者等）□ 建築物有（□所有権者、□抵当権者、□借家権者等）□ 工作物有（□所有権者、□抵当権者等）□ 道に関する基準に適合するように管理する者□ 公道等を含む場合は、公道等の管理者の承諾書（任意様式） | □道路となる土地にある場合□様式第10号の３を使用（土地所有者等と管理する者が同一の場合） |
| 5 | □ 印鑑登録証明書 | □ 正本は原本、副本は写し□ 発行後３か月以内のもの | □ 官公庁分は不要 |
| 6 | □ 付近見取図 | □ 縮尺（1/5000 以上）、方位□ 開発区域の境界（赤線で囲む）□ 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 |  |
| 7 | □ 公図写 | □ 転写年月日、転写者の氏名捺印□ 方位□ 開発区域の境界（赤線で囲む）□ 指定を受けようとする道路の位置（表示範囲は開発区域及び開発区域周辺）□分筆済み□地目は公衆用道路□ 開発区域及び隣接地の地名地番□ 開発区域及び隣接地の地目□ 土地の所有者その他の権利者□ 公共用地（道路、水路等）の位置 |  |
| 8 | □ 求積図 | □ 縮尺（1/500 以上）□ 方位□ 開発区域の求積図□ 道路・宅地・その他部分の面積計算表□ 求積に必要な寸法又は座標 |  |
| 9 | □ 実測図（平面計画図） | □ 縮尺（1/500 以上）□ 方位□ 開発区域の境界□ 開発面積□ 申請道路の位置、延長、幅員、勾配□ すみ切り及び転回広場の寸法□ 接続する既設道路の性格及び幅員□ 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名□ がけ又は擁壁の位置、形状□ 敷地の境界（区画割）□ 土地の高低その他の地形上特記すべき事項 |  |
| 10 | □ 断面図（道路断面構造図） | □ 縮尺（1/50 以上）□ 縦横断面□ 幅員、構造別に表示□ 路面、路盤の形状□ 道路側溝等の位置、形状、詳細寸法□ 道路幅員□ 隣接する敷地の勾配 |  |
| 11 | □ 排水計画平面図 | □ 縮尺（1/500 以上）□ 排水区域の区域□ 排水施設の位置、種類、内法寸法、流れの方向□ 放流先水路までの形状、寸法 |  |
| 12 | □ 登記事項証明書 | □ 正本は原本、副本は写し□ 発行後３か月以内のもの□ 指定部分の地目が公衆用道路□ 証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が一致□ 上記が一致しない場合、住民票等の添付 |  |
| 13 | □ 水路占用許可書 | □ 正本は写し、副本は原本 | □ 不要 |
| 14 | □ 境界立会協議書 | □ 正本は写し、副本は原本 | □ 不要 |

# ◆ 道路位置指定特例認定申請 添付図書チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 添付書類 | チェック項目 | 備考 |
| 1 | □ 道路位置指定特例認定申請書（様式第8 号の1、様式第8 号の2） | □ 正・副２部□ 申請者□ 指定を受ける道を築造する者□ 指定を受ける道となる土地の所有者□ 代理者が手続きをする場合は、代理者欄を記入□「道路の位置」欄の地名、地番が登記事項証明書と整合□「道路の概要」欄は、形態ごとに符号付、図面と整合□「関係土地の地番」欄の指定部分の地番全部記入□ 申請書の訂正は、申請者又は代理者の押印又は署名で訂正 |  |
| 2 | □ 調査報告書 | □土砂災害特別警戒区域、□急傾斜地崩壊危険区域 |  |
| 3 | □ 委任状 | □ 正本は原本、副本は写し | □ 本人申請の場合不要 |
| 4 | □ 付近見取図 | □ 縮尺（1/5000 以上）、方位□ 開発区域の境界（赤線で囲む）□ 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 |  |
| 5 | □ 公図写 | □ 転写年月日、転写者の氏名捺印□ 方位□ 開発区域の境界（赤線で囲む）□ 指定を受けようとする道路の位置（表示範囲は開発区域及び開発区域周辺）□ 開発区域及び隣接地の地名地番□ 開発区域及び隣接地の地目□ 土地の所有者その他の権利者□ 公共用地（道路、水路等）の位置 |  |
| 6 | □ 求積図 | □ 縮尺（1/500 以上）□ 方位□ 開発区域の求積図□ 道路・宅地・その他部分の面積計算表□ 求積に必要な寸法又は座標 |  |
| 7 | □ 実測図（平面計画図） | □ 縮尺（1/500 以上）□ 方位□ 開発区域の境界□ 開発面積□ 申請道路の位置、延長、幅員、勾配□ すみ切り及び転回広場の寸法□ 接続する既設道路の性格及び幅員□ 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名□ がけ又は擁壁の位置、形状□ 敷地の境界（区画割）□ 土地の高低その他の地形上特記すべき事項 |  |
| 8 | □ 断面図（道路断面構造図） | □ 縮尺（1/50 以上）□ 縦横断面□ 幅員、構造別に表示□ 路面、路盤の形状□ 道路側溝等の位置、形状、詳細寸法□ 道路幅員□ 隣接する敷地の勾配 |  |
| 9 | □ 排水計画平面図 | □ 縮尺（1/500 以上）□ 排水区域の区域□ 排水施設の位置、種類、内法寸法、流れの方向□ 放流先水路までの形状、寸法 |  |
| 10 | □ 登記事項証明書 | □ 正本、副本とも写し□ 発行後３か月以内のもの |  |
| 11 | □ 理由書 | □ 正本は原本、副本は写し  | □ すみ切り |
| 12 | □ 水路占用許可書 | □ 正本、副本とも写し  | □ 不要□ 手続中 |
| 13 | □ 境界立会協議書 | □ 正本、副本とも写し | □ 不要□ 手続中 |

# ◆ 道路位置指定申請 道路構造基準チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | チェック項目 | 備考 |
| 1 | □ 他の道路等への接続 | □ 両端が他の道路に接続したもの（通り抜け道路）□ 袋路状道路□ 延長が35 ｍ以下□ 終端が公園、広場等で転回に支障がないもの□ 終端及び区間35 ｍ以内ごとに転回広場を設けているもの□ 転回広場の位置が適切□ 転回広場の形状が適切□ 幅員が6 ｍ以上のあるもの□ 上記に準ずるものとして、知事が認めたもの（特例認定） | 施行令144条の4第1項第一号ホ |
| 2 | □ 接続先の道路幅員の確保 | □ 接続先の道路幅員が 6.5 ｍ以上のもの□ 接続先の道路幅員が6.5 ｍ未満で、中心から3.25 ｍセットバックしたもの□ 知事が安全上支障ないと認めたもの（特例認定）□ 隣接した区域が都計法第29 条の規定による開発許可が必要となるおそれがないもの | 条例25条の3第一号 |
| 3 | □ 指定部分の幅員の確保等 | □ 指定する道の有効幅員が 6 ｍ以上のもの□ 知事が安全上支障ないと認めたもの（特例認定）□ 隣接した区域が都計法第29 条の規定による開発許可が必要となるおそれがないもの□ 指定する道の有効幅員が4 ｍ以上のもの□ 延長が35 ｍ以下□ 終端が公園、広場等で転回に支障がないもの□ 終端及び区間35 ｍ以内ごとに転回広場を設けているもの□ 転回広場の位置が適切□ 転回広場の形状が適切 | 条例25条の3第二号 |
| 4 | □ すみ切りの設置 | □ すみ切りを両側に 2 ｍ× 2 ｍ設けたもの□ 知事が安全上支障ないと認めたもの（特例認定）□ すみ切りを設けようとする部分の土地の権利者の承諾が得られないもの□ すみ切りを片側に3 ｍ× 3 ｍ以上設けたもの□ 指定を受けようとする道が、水路、線路敷地等に沿接して他の道路に接続しているもの□ すみ切りを片側に3 ｍ× 3 ｍ以上設けたもの□ 交通量が少なく、かつ、カーブミラーの設置等により、安全上支障がないと認めたもの□ 接続先の道路内に歩道があり、当該歩道が安全上支障ない位置及び長さで切り下げられているもの（特例認定） | 条例25条の3第三号施行令144条の4第1項第二号 |
| □ すみ切りは、斜長3 ｍ以上設けたもの□ 知事が安全上支障ないと認めたもの（特例認定）□ 隣接した区域が都計法第29 条の規定による開発許可が必要となるおそれがないもの |
| 5 | □ 縦断勾配 | □ 縦断勾配が 9 ％以下で、かつ、階段状でないもの□ 知事が安全上支障ないと認めたもの（特例認定）□ 地形等によりやむを得ないと認められるもの□ 路面を滑り止め工法その他工法で施工したもの□ 隣接した区域が都計法第29 条の規定による開発許可が必要となるおそれがないもの | 条例25条の3第四号施行令144条の4第1項第四号 |
| 6 | □ 路面の構造 | □ 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であるもの□ ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装で横断勾配が1.5 ～ 2.0 ％のもの□ その他の路面で横断勾配が3.0 ～ 5.0 ％のもの |  |
| 7 | □ 排水施設 | □ 排水に必要な側溝、暗渠その他の施設を設けたもの□ 有効幅240 ｍｍ以上の側溝を両側に設けたもの□ 有効幅300 ｍｍ以上の側溝を片側に設けたもの□ 雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめたもの |  |